

令和3年9月15日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 15 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年9月15日（水） 午前9時

2 開催場所 柳井市役所3階大会議室

3 出席委員	1 番	大崎 正男 君	2 番	下土井 進 君
	4 番	吉弘 功 君	5 番	原田 淳一 君
	6 番	中元 茂雄 君	7 番	勝本 澄人 君
	8 番	槇本 正男 君	9 番	岩政 幸人 君
	10 番	寺西 久美子 君	11 番	鈴木 喜義 君
	12 番	齋藤 貴之 君	13 番	宮本 三雄 君

4 欠席委員 3 番 岡本 幸子 君

5 説明のため出席した者

事務局 長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

- | | |
|----------|--|
| 議案第 69 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 70 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 71 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 72 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 73 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 74 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の決定について |

第15回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第15回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中岡本委員が1名欠席で12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において中元委員、勝本委員を指名いたします。
よろしくお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第69号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請人 外1名（田 3, 404㎡）から別紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和3年9月15日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
（3条-1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積939㎡ です。
利用状況は休耕です。権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、高齢で、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
申請地は受人の自宅に隣接しており耕作管理に便利のため、渡人の申し出に応じるものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南東へ870mの距離にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項

各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-2)

続きまして整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積2,465㎡ の土地の一時利用指定地 ●●●番● 地目 田 面積1,870㎡です。

利用状況は休耕です。権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、渡人の申し出に応じるものです。

申請地は、国営ほ場整備地区内の農地で、工事が完了し、一時利用指定通知を受け、この度の申請となりました。申請地は、受人所有の農地に隣接しており、一枚の田として整備されています。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ950mの距離にある、●●から西へ200mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、●●委員。

●番 ●●君

●●●●。この物件は、この前、3日だったですかね、調査に行きまして、確認したんですけど、これは私の家から近いところで、前々からいろいろとお願いをしとったところなんですけど、棚田の急傾斜地で、ちょっと圃場整備ができなかったとこでありまして、これを荒らすのもあれですから、作ってもらえたらと思って、受人の方が89歳なんですよね。たぶんできないと思うので、息子さんが元気なんで何とかやってくれるそうなので、ぜひやっていただきたいと思います。その点、今からご審議よろしくをお願いします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に整理番号2番については、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

整理番号2番ですが、ただ今事務局より説明があったとおり、国営の圃場整備で整備をされた圃場で、杭畦畔で仕切られているというよ

うな状況の中の隣接であります。耕作に関しましても何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 宮本君 他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号2番については、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号1番、2番 議案第69号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第69号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第70号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請人(田 63㎡)から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和3年9月15日提出 柳井市農業委員会 会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
(4条-1) 整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 63㎡です。
利用状況は休耕です。
申請人は、申請地に農業用水路を整備し、隣接地の排水路として貸し付けるものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ60mの距離にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、特定施設から300m以内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えられます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番について、●●委員。

●番 ●●君

整理番号1番については、ただ今事務局から説明がありましたとおり、9月2日に現地を確認にまいりましたが、現在、擁壁の下に素掘りの水路があるんですが、それを流れやすいようにベンチフリュームを入れるということなので、現場確認しましたが、何ら問題ないと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 宮本君

他に整理番号1番につきまして質疑のある方はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、整理番号1番 議案第70号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第70号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第71号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外4名(田 6, 616.97㎡ 畑 93㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和3年9月15日提出 柳井市農業委員会 会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(5条-1)

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積2,128㎡の内503.69㎡ 外2筆 合計 田 985.59㎡です。

受人は、●●に本店を置く建設業及び不動産業を営む法人で、住環境に恵まれた申請地において宅地造成を行い、宅地分譲2区画を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約2.8kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2)

続きまして整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積2,128㎡の内1,624.31㎡ 外1筆 合計 田 2,386.38㎡です。

受人は、整理番号1番と同じ法人で、柳井・田布施方面に請負工事が多くなることが見込まれるため資材置場を求めており、申請地を、土木工事に必要な真砂土、コンクリート製品及び工事用車両等の置き場として利用するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約2.8kmの距離にある、●●から東へ60mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積93㎡です。

受人は、●●に居住する個人で、隣地に自己用住宅の建設に併せて、申請地に自己用駐車場を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西へ約1.5kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-4)

整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,959㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積509.8㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ560mの距離にある、●●から東へ80mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票

のとおり、整理番号4番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。
「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-5)

続きまして整理番号5番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,286㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積430.12㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ約2.2kmの距離にある、●●から西へ60mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号5番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。
「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

整理番号1番と2番は、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

申請地につきましては、1番と2番につきましては、受人、渡人が同じでございまして、一括して説明をさせていただきます。場所は、●●から北へ、あそこは市道になるのかな、県道になるのかな、市道ですね、市道を北に200メートルくらいあがった、道のすぐ右側でありまして、ここを一応申請が出ましたので、9月3日に関係農業委員と最適化推進委員で現地調査を行いまして、整理番号1につきましては宅地分譲建設ということ、それから2番につきましては資材置場ということで、一応審査しました、現地も確認しました結果、許可基準すべてに適合しておりますので、特に問題はございませんので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番と2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番から2番については、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号3番について、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君 現地確認を9月2日に関係委員としましたが、別に問題ないということで、と思われしますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 宮本君 整理番号3番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。質疑がないようなので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号4番をお願いいたします。

●番 ●●君 9月の1日に関係委員と現地確認を行いました。ここは●●の小学校のすぐ隣でして、周りがすべて、以前から審議されております場所です。ここだけ残っていたような状況で、すべてがこれでソーラーパネルで埋めつくされるような形になりますので、周りに及ぼす影響は何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 宮本君 ●●の海べりは、全部太陽光になるそうです。
整理番号4番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号4番については、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号5番について、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 整理番号5番ですが、9月2日に事務局のお二人と、●●委員さんと地元最適化推進委員さんと私とで現地を調査いたしました。ただ今、事務局の方から詳しい説明があったとおりで、太陽光発電パネルを設置するもので、●●と●●にはさまれた細長い土地で、周囲に住宅もなく、特に問題ないと思われしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号5番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号5番については、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 以上で質疑を終了しまして、整理番号5番から5番 議案第71号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第71号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第72号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第 7 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、この会の意見を求めます。

令和 3 年 9 月 1 5 日提出 柳井市農業委員会 会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、農用地利用集積一覧表をご覧ください。

市長より、令和 3 年 9 月 1 5 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。1 件、1 筆、2, 0 1 4 m²の新規の利用権の設定でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、議案第 7 2 号についてご審議をお願いいたします。

何か質疑はございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了しまして、議案第 7 2 号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 7 2 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第 7 3 号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第 7 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業)

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和 3 年 9 月 1 5 日提出 柳井市農業委員会 会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積計画一覧表【農地中間管理事業】をご覧ください。市長より、令和３年９月１５日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 ●●と●●の圃場整備がらみの利用計画でございます。
質疑は何かございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

質疑は何かございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、議案第73号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第73号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 次に、議案第74号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次に、議案第74号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第74号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の決定について

別紙調書のとおり農用地利用配分計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和3年9月15日提出 柳井市農業委員会 会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 農用地利用配分計画一覧表（案）をご覧ください。

農用地利用配分計画一覧表（案）をご覧ください。

市長より、令和３年９月１５日付けで農用地利用配分計画案の決定を求められています。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

なお、本配分計画案の決定後、議案第 73 号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによ

り、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑は、ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第74号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第74号については、可決・承認と決めます。

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前9時30分)